

第8期の介護保険料

第8期月額介護保険料基準額：6,550円（年額：78,600円）

所得段階	対象者	保険料率	月額保険料	年額保険料
第1段階	世帯全員が住民税非課税で高齢福祉年金受給者又は生活保護受給者 世帯全員が住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.50 (0.30)	3,275円 (1,965円)	39,300円 (23,580円)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超え120万円以下の人	0.75 (0.50)	4,912円 (3,275円)	58,944円 (39,300円)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	0.75 (0.70)	4,912円 (4,585円)	58,944円 (55,020円)
第4段階	世帯の中に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.90	5,895円	70,740円
第5段階 (基準額)	世帯の中に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.00	6,550円	78,600円
第6段階	本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.20	7,860円	94,320円
第7段階	本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.30	8,515円	102,180円
第8段階	本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.50	9,825円	117,900円
第9段階	本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	1.70	11,135円	133,620円
第10段階	本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が400万円以上800万円未満の人	2.00	13,100円	157,200円
第11段階	本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が800万円以上の人	2.30	15,065円	180,780円

※1 第1段階から第3段階については、国の支援制度により減額されています。なお、括弧内が減額後の金額となります。

※2 月額保険料は、基準額に保険料率を乗じて、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

※3 年額保険料に、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

※4 合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る雑所得が含まれる場合は、10万円を控除します。

お問合せは下記まで

隠岐広域連合介護保険課 電話 08512-6-9151

第8期隠岐広域連合 介護保険事業計画概要版

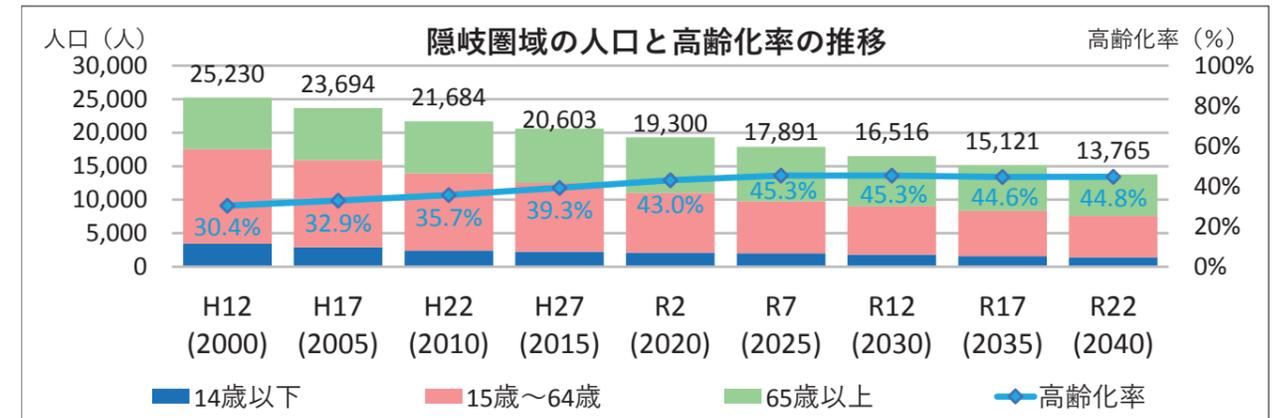
第8期介護保険事業計画とは？

本計画は介護保険法の規定に基づき、第8期（令和3（2021）～令和5（2023）年度）の介護保険事業を推進するにあたり、どのような方針で事業を運営していくかを示すものであり、隠岐4町村が定める福祉関連計画等と一体的に隠岐圏域の高齢者の福祉、介護に関する施策を推進するための実施計画となります。

また、第8期計画期間中にどの程度介護サービスを整備・提供するを見込み、それに伴って負担していただく第1号被保険者の介護保険料額も併せて定めます。

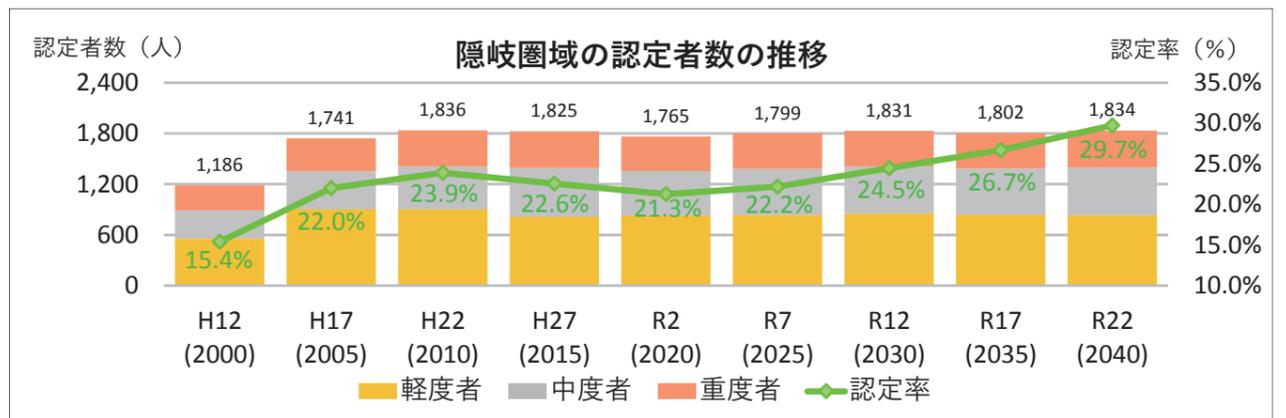
人口と高齢化率の推移

介護保険制度が開始された平成12（2000）年の総人口は25,230人でしたが、令和22（2040）年には約半数の13,765人になると予測されます。また、令和17（2035）年には高齢者のうち、70%以上の方が後期高齢者となる見込みです。



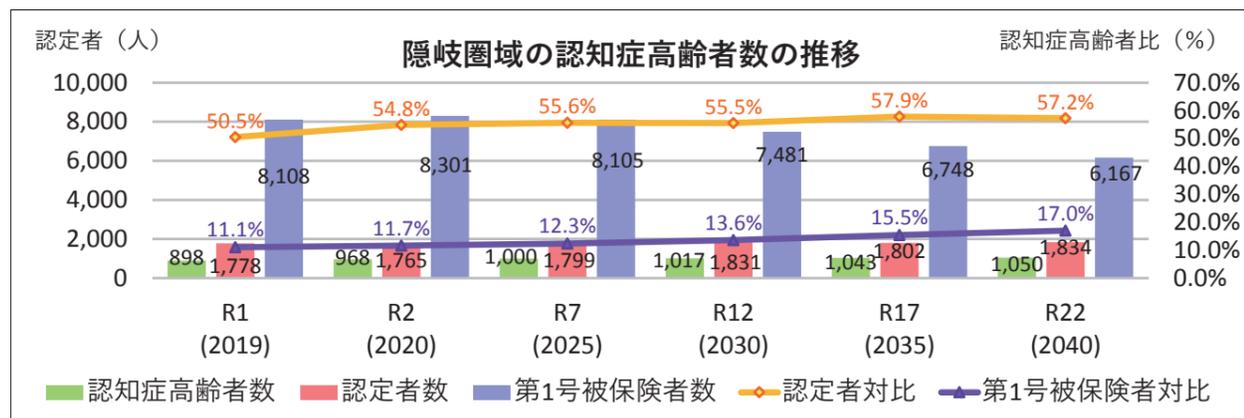
認定者数の推移

平成22（2010）年をピークに令和2（2020）年にかけて緩やかに減少してきました。その後は令和12（2030）年まで増加し、令和17（2035）年に一旦減少するものの、令和22（2040）年まで再び増加していく見込みです。



認知症高齢者数の推移

隠岐圏域における認知症高齢者数は、令和元(2019)年から令和22(2040)年にかけて徐々に増加する見込みです。



第8期介護保険事業計画の基本理念

第8期介護保険事業計画は、地域(なじみ)の中で社会保障や産業などの垣根を超えてつながりを強化し、価値観や生き方が尊重された自分らしい人生を安心して送ることができる社会を目指して、以下の基本理念のもと施策を推進します。

『地域(なじみ)の関係の中で、誰もが安心して自分らしく暮らせる島』

第8期介護保険事業計画の基本目標と重点施策

基本理念を実現するため、以下の基本目標と重点施策により計画を推進します。

●基本目標1 「住民同士が支え合い、自分らしくいきいき暮らせる地域の形成」

1. 自立支援、介護予防重度化防止の推進 いきいきと自分らしい人生を送ることができるよう自立支援、介護予防・重度化防止を推進し、高齢期の健康に対する意識を高め、高齢者が地域(なじみ)の中で元気に暮らせるよう支援します。	2. 生活支援サービスの推進 高齢者の日常生活を支援するため、配食サービス等の生活支援や相談、見守り、安否確認等の在宅生活を継続するための支援を充実します。
3. 高齢者の生活環境(住まい)整備の推進 地域(なじみ)の中で生活ができるよう居住継続に関する支援を行うとともに日常生活の基盤となる住まいの情報提供や整備について検討します。	4. 地域ケア会議の推進 高齢者個人への支援の充実と社会基盤の整備を図るため、多職種協働による地域ケア会議の開催を推進します。
5. 在宅医療・介護連携の推進 医療・介護を必要とする高齢者に在宅医療と介護サービスを一体的に提供するため、医療・介護の連携を図ります。	6. 認知症施策の推進 認知症になっても希望をもち、地域(なじみ)の中で日常生活を過ごせるよう、認知症高齢者及びその家族に対する支援や認知症への理解を深めるための普及啓発活動に努めます。
7. 高齢者の権利擁護体制の強化 高齢者の虐待予防等の高齢者の権利擁護に関する取り組みを強化します。	

●基本目標2 「安定したサービス基盤の形成」

1. 地域包括ケアシステムを支える人材の確保 不足する介護人材問題を解決するため、兼業・副業促進による福祉現場への地域住民の積極的参加の推進、介護職員の離職防止、育成及び人材の確保に努めます。	2. 介護給付の適正化の取り組み 利用者本位の介護保険サービスとなるよう介護給付費の適正化の取り組みを行います。
3. 介護サービス基盤の整備 高齢化の更なる進行と要介護等認定者の伸びを踏まえた介護保険サービスの計画的な整備を検討します。	4. 適切な介護保険料の設定と徴収管理 第8期計画期間における介護保険料を適切に設定するとともに、介護保険料の確実な徴収に努めます。
5. 災害・感染症対策に係る体制整備 近年の災害の発生状況や新型コロナウイルスによる感染症の流行を踏まえ、防災や感染症についての対策を検討します。	

介護保険事業費の財源構成

保険給付費を行うための財源は、公費と被保険者の保険料で賄われています。保険給付の費用は原則として50%を公費で、残る50%を第1号被保険者と第2号被保険者の方々から徴収する保険料で賄うこととなっており、第1号被保険者と第2号被保険者の負担割合は計画期間単位で見直しが行われ、全国一律に決定されます。また、地域支援事業費のうち介護予防・日常生活支援総合事業費は上述の保険給付費と同様の負担割合となっていますが、包括的支援事業・任意事業費においては、第2号被保険者の負担はなく、その分が公費で補填されます。

第8期の第1号被保険者の介護保険料

第8期の第1号被保険者の介護保険料は、保険給付費と地域支援事業費の見込み額、第1号被保険者数の見込み数等を踏まえながら、下記の条件で介護保険料を設定しました。

■設定条件 1) 第7期に引き続き第1号被保険者の負担割合は23%となります。 2) 介護給付費準備基金を活用して介護保険料の抑制を行います。 3) 介護保険料の多段階化による低所得者層の負担を軽減します。						
【介護保険料基準額の決定方法】						
隠岐圏域で必要な 介護サービス等の費用 (介護保険事業費)	×	65歳以上の方の 負担分23% (費用負担割合)	÷	隠岐圏域に住む65歳 以上の方の人数 (補正後被保険者数) ^{※1}	=	介護保険料基準額 (年額)
※1 補正後被保険者数とは、所得段階ごとに人数と保険料率を乗じた数の合計を第1号被保険者数とみなした人数。						
■介護保険事業費の見込み (単位:円)						
区分	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	合計		
保険給付費	3,029,186,000	3,013,905,000	3,037,822,000	9,080,913,000		
地域支援事業費	223,829,000	226,972,000	230,596,000	681,397,000		
合計	3,253,015,000	3,240,877,000	3,268,418,000	9,762,310,000		
※以上の結果、第8期の月額基準額は第7期の介護保険料と同額の6,550円とし、所得段階も同様の11段階に設定しました。なお、第9段階までは国と同様の所得段階および保険料率です。						